

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目9番11号

パイプドHD株式会社

代表取締役社長 佐 谷 宣 昭

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご確認いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年5月28日（火曜日）午後3時までに到着するようにご送付ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

2頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、当社の指定する議決権行使サイトより令和元年5月28日（火曜日）午後3時までに議決権をご行使ください。

敬具

記

1. 日 時 令和元年5月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目14番27号 国際新赤坂ビル東館14階
TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール14A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第4期（平成30年3月1日から平成31年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期（平成30年3月1日から平成31年2月28日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役5名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
2頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <https://www.pipedohd.com>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承ください。

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたはタブレットから当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）にアクセスいただくことよってのみ実施可能です。（一部ご利用いただけない機種がございます。）
- (2) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) 議決権行使書用紙にてご案内する「ログインID」及び「パスワード」は、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱いください。
- (5) 「ログインID」及び「パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。次回の総会の際には、新たに「ログインID」及び「パスワード」を発行いたします。

2. インターネットによる議決権行使の方法

議決権行使サイト (<https://www.pipedohd.com/ir/vote/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、令和元年5月28日（火曜日）午後3時までに議案に対する賛否をご登録ください。

※スマートフォンまたはタブレットをお持ちの株主様は右のQRコードを読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。



システム等に関するお問い合わせ先
パイプドHD株式会社
IR・コンプライアンス統括部
電話 03-6744-8039（代表）
（平日午前10時～午後6時）

(提供書面)

事業報告

(平成30年3月1日から
平成31年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府の各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意が必要な状況にあります。

インターネット業界においては、総務省の平成29年「通信利用動向調査」によると、クラウドサービスを利用している企業の割合は、56.9%と前年度の利用企業割合から10.0ポイント上昇しており、引き続き普及が進んでおります。さらに、モバイルサービス市場の持続的拡大やセキュリティ対策への関心の高まり等、当社グループにとって追い風とも言える事業環境が継続しております。

当社グループは、「明日のあるべき豊かな情報生活に貢献する企業集団」として、ITを取り巻く環境や社会の価値観が変化し続ける状況のなかで、世の中に必要とされる商品・サービスを次々に創出、提供し続けてゆくことを使命と捉えております。「中期経営計画2020」の2年目に当たる当連結会計年度は、同計画の最終年度である2020年2月期の業績見通し達成に向け、当社グループの収益の柱であるストック型売上を積上げるとともに、同計画中に新たに提供を開始したサービスの収益モデルの確立に注力いたしました。

当連結会計年度の主な活動としては、平成30年3月に株式会社ipocaが第三者割当により発行する普通株式を取得いたしました。また、株式会社シモキタコインを設立し、連結の範囲に含めております。株式会社シモキタコインは、当社連結子会社である株式会社エルコインが提供する電子地域通貨プラットフォームにおける発行事業者第1号として主に下北沢で行われるイベントや商業施設、飲食店等で利用される電子地域通貨を発行しております。

同4月に当社連結子会社である株式会社フレンジットを存続会社、当社連結子会社である株式会社アズベイスを消滅会社とする吸収合併をいたしました。また、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当による新株予約権を発行いたしました。

なお、「中期経営計画2020」の実現を目指すため、積極的な人材投資を行っております。初年度に当たる前連結会計年度は、グループ採用により90名を採用いたしました。また、当連結会計年度においては、グループ採用により76名を採用いたしました。グループ採用により採用した人材に対して、当社グループのサービスやシステムの習得のため、約半年に及ぶ集中的な研修を実施し、当連結会計年度末までに営業現場を中心に配属いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は5,419百万円（前期比5.4%増）、営業利益は394百万円（同47.5%減）、経常利益は390百万円（同47.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は140百万円（同69.3%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

当連結会計年度より、現在の当社グループの事業群の位置付けと方向性をより適切に表現するために、事業セグメントを再編することといたしました。大分類として「機能別事業群」と「分野別事業群」を設け、各分類のもとに、商品・サービス特性が近いものを事業セグメントとして整理して位置付けております。従前は、純粋持株会社の管理費用、グループ採用及び育成に係る費用を各セグメントに按分しておりましたが、各事業セグメントの実態をより正確に把握することを目的に、今回のセグメント再編に際して上記の間接費用を「グループ共通」として区分することといたしました。また、前連結会計年度のセグメント別の業績についても再編後の各セグメントに属するものとして前期比を算出しております。

1) 機能別事業群

クラウドやSNS等のIT基盤の利活用により、CRM、販売促進、EC等の業務効率化に大きな伸びしろが期待される企業・団体全般をターゲット顧客とした事業セグメント群です。各セグメントの詳細は以下のとおりです。

i) 情報資産プラットフォーム事業

昨今の人手不足社会における課題解決の一助として、顧客企業・団体のコスト低減・業務効率化に資するシステムの開発・提供等を行っております。グループ採用で獲得した人材の現場への配属が進んでおりますが、業績貢献に想定より時間がかかったことや、人員増加に伴う賃料等の販管費負担が増加したため増収減益となり、売上高は3,669百万円（前期比3.1%増）、営業利益は828百万円（同26.9%減）となりました。その主なサービスは以下のとおりです。

イ) 情報資産プラットフォーム「スパイラル®」

平成30年3月に「LINE配信」オプションとして「LINE1:1トーク」を、同9月に「Flex Message」及び「LINE Bot」をそれぞれ追加いたしました。同5月に経済産業省が推進するITツールの導入費用の一部を国が補助する「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助

金)」の対象サービスとなりました。同8月にPHPバージョンアップ作業を支援する新機能を実装した新版1.12.5の提供を開始し、ボットの不正ログインへの対策ツール「Capy パズル CAPTCHA」と連携いたしました。平成31年2月に、公開中のフォームを効率的かつ安全に切り替え可能な機能を実装した新版1.12.6の提供を開始し、同2月にクレジット申込のペーパーレス化により業務コストを大幅削減する「割賦・クレジットカード申込電子化ソリューション」の提供を開始いたしました。この結果、「スパイラル®」の有効アカウント数は3,585件となりました。

ロ) アパレル特化型ECプラットフォーム「スパイラルEC®」

ハ) クラウド型グループウェア×CMS×SNS連携プラットフォーム「スパイラルスペース®」

ニ) コールセンタープラットフォーム「BizBase®」

平成30年11月に自動発信と自動音声応答を兼ね備え、電話応対業務を効率化する「オートコールBB」の提供を開始いたしました。

ホ) その他の情報資産プラットフォーム

- ・現場に最適なマイナンバー管理を実現する「スパイラル®マイナンバー管理サービス」

平成30年11月に「第12回ASPIC IoT・AI・クラウドアワード2018」の「ASP・SaaS部門」において準グランプリを受賞いたしました。

- ・クラウド型ストレスチェックサービス「こころの健診センター®」

同アワード、同部門においてベスト社会貢献賞を受賞いたしました。

- ・ソーシャルマネジメントプラットフォーム「sprinklr®」

ii) 販促CRMソリューション事業

顧客企業・団体におけるITを活用した業務最適化、顧客との接点機会創出や接点強化を支援するサービスの提供及び顧客に応じた最適なITシステムの開発請負等を行っております。前期に獲得した大型のスポット案件による影響や、人員増に伴う費用負担の増加等により減収減益となり、売上高は1,025百万円（前期比10.2%減）、営業利益は45百万円（同71.5%減）となりました。その主なサービスは以下のとおりです。

イ) デジタルCRM事業及びBtoBマーケティング支援サービス「ITレンジャー®」

ロ) Webシステムの開発業務等の請負

ハ) アパレル・ファッションに特化したECサイト・アプリの構築、運営及びコンサルティング

平成30年12月にEC事業者のECサイト、Facebook、Instagramのショッピング機能の連動を支援するサービスの提供を開始いたしました。

iii) 広告事業

顧客サービスの認知度、集客力、ブランド力の向上等を目的としたプロモーション設計や広告コンテンツの制作・開発・運用、インターネット広告の代理販売等を行っております。売上高は482百万円（前期比130.4%増）、営業利益は81百万円（前期の営業損失は17百万円）となりました。

既存顧客へ多面的な提案を実践し、顧客単価の向上に努めました。また、平成28年4月に共同出資により設立した株式会社jekiインタラクティブ・コミュニケーションズへ人員を外向させており、同社の拡販活動を支援する一方、同社経由の売上獲得、拡大に努め、新規案件の獲得に寄与いたしました。この結果、広告事業は好調な成長を維持しております。

なお、広告事業の売上高については、広告枠の仕入高を売上高から控除する純額で表示（ネット表示）しており、広告枠の仕入高控除前の総額で表示（グロス表示）した場合の売上高は3,856百万円となります。その主なサービスは以下のとおりです。

イ) インターネット広告の代理販売

ロ) アフィリエイトASP一括管理サービス「スパイラルアフィリエイト®」

2) 分野別事業群

クラウドやSNS等のIT基盤を活用した新たな情報共有モデルの実現によってイノベーションが期待される業界・分野をターゲットとした事業群です。各セグメントの詳細は以下のとおりです。

i) xTech事業

IT技術の利活用により企業や団体の垣根を超えて情報を共有することで、業界に革新的なサービスを創出することが期待できる事業を行っております。売上高は163百万円（前期比1.8%減）、営業損失は55百万円（前期の営業損失は22百万円）となりました。その主なサービスは以下のとおりです。

イ) ArchiTech：BIM建築情報プラットフォーム「ArchiSymphony®」

ロ) BeauTech：お客様と美容師のための電子ヘアカルテアプリ「美歴®」

ハ) HRTech：企業の育成を革新する「オーダーメイド人材育成代行事業」

平成30年3月に厚生労働大臣の許可を得て有料職業紹介事業を開始いたしました。

ニ) FinTech：電子地域通貨プラットフォーム

ii) 社会イノベーション事業

個々の企業や業界の内部にある問題の解決だけでなく、それらの枠を超えて存在する社会的課題の解決を図ることを目的とした公益性の高い事業を行っております。売上高は78百万円（前期比19.1%増）、営業損失は38百万円（前期の営業損失は26百万円）となりました。その主なサービスは以下のとおりです。

イ) 自治体向け広報紙オープンデータ化・活用サービス「マイ広報紙®」

平成31年2月に掲載自治体数が国内の自治体数の約4割にあたる703となりました。また、「マイ広報紙®」に蓄積された記事を株式会社NTTドコモの「iコンシェル®」、ヤフー株式会社の「Yahoo! MAP」や「Yahoo! ロコ」に配信する等、情報の一層の活用を推進しております。

ロ) インターネット投票関連事業及び政治・選挙情報サイト「政治山®」

平成30年8月に国内初となるマイナンバーカードとブロックチェーンを用いたネット投票の実証実験において、マイナンバーカードを用いた本人認証により「投票の正当性」を証明し、公開鍵暗号基盤により「秘密投票」を実現いたしました。また、ブロックチェーン技術により「データの非改ざん性」を証明いたしました。

ハ) 地域密着型Webサイト「I LOVE 下北沢」及び「I LOVE 下北沢アプリ」の提供並びにネット社会における地域・商店街の活性化支援事業

平成30年3月に世界の料理を食べ歩く「シーズニングマジック！下北沢ワールドグルメフェス」、同6月、同8月及び平成31年2月に呑み友に出会えるはしご酒イベント「ぼるぼる下北沢」、平成30年10月に下北沢の128店舗のオリジナルカレーが楽しめる「下北沢カレーフェスティバル®2018」を開催いたしました。

ニ) 下北沢地域で還流する電子地域通貨「シモキタコイン®」

平成30年8月に関東財務局長より、第三者型前払式支払手段の発行者としての登録を受け、同9月に電子地域通貨「シモキタコイン®」の発行を開始いたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は225百万円で、その主なものは、移転等に伴う増床工事等8百万円、サーバー設備等の取得16百万円、サービス提供用ソフトウェアの追加機能開発200百万円によるものです。

③ 資金調達の様況

当連結会計年度中において、金融機関より短期借入金として800百万円、長期借入金として1,000百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

当社は、平成30年2月28日に株式会社ipocaが第三者割当により発行する普通株式500株（3.88%）の引受けを決定し、平成30年3月16日付で払込を完了いたしました。

当社の連結子会社である株式会社エルコインは、平成30年3月26日付で100%出資子会社の株式会社シモキタコインを設立し、連結子会社といたしました。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (平成28年2月期)	第 2 期 (平成29年2月期)	第 3 期 (平成30年2月期)	第 4 期 (当連結会計年度) (平成31年2月期)
売 上 高(百万円)	4,006	4,802	5,143	5,419
経 常 利 益(百万円)	560	864	749	390
親 会 社 株 主 に 当 期 純 利 益 を 受 け 取 る た り 純 利 益 (百万円)	247	404	457	140
1 株 当 期 純 利 益 (円)	31.69	53.30	60.24	18.50
総 資 産(百万円)	3,757	5,064	5,107	5,877
純 資 産(百万円)	1,833	2,089	2,388	2,443
1 株 当 期 純 資 産 額 (円)	240.98	274.71	311.51	316.66

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式から自己株式を控除した数値に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社パイブドビッツ	300百万円	100.00%	情報資産プラットフォーム事業、販促CRMソリューション事業
ペーパレススタジオジャパン株式会社	87百万円	94.15%	BIM建築情報プラットフォーム ArchiSymphony事業、BIM導入コンサル事業、BIM製作受託事業
株式会社パブリカ	22百万円	90.91%	オープンデータサービスの開発、販売
株式会社ゴンドラ	30百万円	100.00%	広告事業、WEBソリューション事業、ソーシャルマネジメント事業
株式会社フレンジィット	20百万円	100.00%	情報資産プラットフォーム事業、ECプロデュース事業、コールセンター支援事業、ソリューション事業
株式会社美歴	25百万円	100.00%	美容、理容に関わるサービスの企画、開発、運営、販売等に関する事業
株式会社カレン	49百万円	42.70%	デジタルCRM事業
株式会社ブルームノーツ	11百万円	90.91%	オーダーメイド人材育成代行事業、先端IT人材育成事業、HR関連事業
株式会社VOTE FOR	15百万円	100.00%	政治関連活動に特化したポータルサイト「政治山」の運営及びソリューション提供に関する事業
株式会社アイラブ	15百万円	100.00%	地域における店舗等を中心としたソリューションの提供及び各種イベント開催に関する事業
株式会社エルコイン	12百万円	70.00%	電子地域通貨プラットフォーム事業

- (注) 1. 当社は、平成31年1月23日付で、ペーパレススタジオジャパン株式会社の株式を追加取得しました。これに伴い、当社の議決権比率は上記のとおりとなりました。
2. 当社の完全子会社である株式会社フレンジィット及び株式会社アズベイスは、平成30年4月1日を効力発生日として、株式会社フレンジィットを存続会社、株式会社アズベイスを消滅会社とする吸収合併を行いました。
3. 株式会社カレンは、平成31年2月6日に第三者割当増資を行い、資本金が増加しております。これに伴い、当社の議決権比率は上記のとおりとなりました。
4. 株式会社カレンは、当社の議決権比率が100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため、子会社としております。

5. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社パイブドビッツ
特定完全子会社の住所	東京都港区赤坂二丁目9番11号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,233百万円
当社の総資産額	4,512百万円

(4) 対処すべき課題

インターネットを取り巻く事業環境は絶えず変化しており、予期せぬ要因により当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このような環境において、当社グループは、以下の項目を今後の課題と位置付け、さらなる事業拡大とともに、信用力の強化を図ってまいります。

① 人材の確保・育成

当社グループの中長期的な成長のために人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。昨今の人材採用は売手市場であり、採用難が予想されることから、当社グループでは、新卒及び中途採用をグループ一括で行い、一定期間の研修期間を設けた上で現場へ配属するグループ採用・育成を行うことで、採用力の強化、育成を集約することによる質の均質化と現場への負担の軽減を図っており、当面この手法を継続してまいります。

② 商品力の強化・新製品の開発

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、機能優位性及び販売価格の競争力を維持することは容易ではありません。当社グループは、今後も顧客の声を広く収集するとともに、その要望と仕様を反映することで既存サービスの機能改善・追加を継続的に実施し、また、新製品の開発に努めてまいります。

③ 収益基盤の多様化

当社グループの収益の多くは、情報資産プラットフォーム「スパイラル®」が占めております。クラウドサービス市場の成長に伴い、今後も「スパイラル®」の成長を見込む一方、急激な市場の変化や「スパイラル®」に重大なトラブルが発生した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、中長期的に「スパイラル®」以外のサービスから第二、第三の柱を建てることでさらなる安定的な収益基盤を築いてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、持続的な成長を維持し、企業としての社会的信用を増大してゆくことが重要であると考えております。そのために、事業規模の拡大に見合った内部管理体制の強化に努めてまいります。また、当社グループは、

個人情報保護、情報セキュリティ、品質管理のマネジメント・システムを構築し、第三者機関による認証（注）を取得しており、これらが当社グループの競合優位性の確保に貢献しているものと認識しております。今後も継続的にマネジメント・システムを改善し、組織力を強化してまいります。

（注）第三者機関による認証

当社グループは、以下のとおり第三者機関による認証を受けております。

1. 「プライバシーマーク」

株式会社パイブドビッツ、株式会社カレン及び株式会社VOTE FORが取得しております。

2. 「JAPiCOマーク」

株式会社パブリカ、株式会社ゴンドラ、株式会社フレディット、株式会社美歴、株式会社ブルームノーツ、株式会社アイラブ及び当社が取得しております。

3. 「ISO/IEC 27001:2013/JIS Q 27001:2014」

株式会社パイブドビッツ、株式会社ゴンドラ、株式会社フレディット、株式会社カレン及び当社が取得しております。

4. その他認証

その他の認証として、株式会社パイブドビッツは、「ISO9001:2015」及び「ISO/IEC 20000-1:2011/JIS Q 20000-1:2012」の認証を取得しております。また、総務省の推進する「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」、「IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」及び「特定個人情報ASP・SaaS情報開示認定制度」の認定を取得しております。さらに、クラウドサービスに特化した認証である「CSA STAR CERTIFICATION 2014」を日本企業で初めて取得しております。

（5）主要な事業内容（平成31年2月28日現在）

主要な事業内容は次のとおりであります。

情報資産プラットフォーム事業、販促CRMソリューション事業、広告事業、xTech事業、社会イノベーション事業

(6) 主要な事業所（平成31年2月28日現在）

当社	本社：東京都港区
株式会社パイプドビッツ	本社：東京都港区 支店：札幌支店 北海道札幌市 名古屋支店 愛知県名古屋市 京都支店 京都府京都市 大阪支店 大阪府大阪市 福岡支店 福岡県福岡市
ペーパレススタジオ ジャパン株式会社	本社：東京都港区
株式会社バブリカ	本社：東京都中央区
株式会社ゴンドラ	本社：東京都中央区
株式会社フレンジィット	本社：東京都港区
株式会社美歴	本社：東京都港区
株式会社カレン	本社：東京都港区
株式会社ブルームノーツ	本社：東京都港区
株式会社VOTE FOR	本社：東京都港区
株式会社アイラブ	本社：東京都世田谷区
株式会社エルコイン	本社：東京都港区

(7) 使用人の状況（平成31年2月28日現在）

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報資産プラットフォーム事業	314 (8) 名	68名増 (4名増)
販促CRMソリューション事業	94 (14)	38名増 (9名増)
広告事業	23 (-)	4名増 (増減なし)
xTech事業	12 (13)	1名増 (12名増)
社会イノベーション事業	6 (5)	2名増 (1名増)
グループ共通	17 (-)	50名減 (3名減)
合計	466 (40)	63名増 (23名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー及び契約社員は（ ）内に、年間の平均人員を外数で記載しております。

2. グループ共通の使用人数は、当社の間接部門の使用人数であります。

3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて63名増加しておりますが、増加の主な理由は事業拡大に伴う採用によるものであります。

4. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み換えて比較しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成31年2月28日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	1,000
株式会社三菱UFJ銀行	500
株式会社三井住友銀行	375
株式会社千葉銀行	300

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である株式会社VOTE FORは、令和元年5月1日付で同社を存続会社、当社連結子会社である株式会社パブリカを消滅会社とする吸収合併を行いました。

内容の詳細につきましては、連結注記表の「7. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成31年2月28日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 32,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,121,464株 |
| ③ 株主数 | 2,382名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
佐谷宣昭	2,801,200株	36.75%
T. G. アセット有限会社	1,674,000	21.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	372,200	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	280,000	3.67
GOLDMAN SACHS INTERNA TIONAL	196,399	2.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	189,400	2.49
株式会社SBI証券	102,980	1.35
加賀谷幸男	71,400	0.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	59,200	0.78
東山明弘	56,000	0.73

(注) 持株比率は、自己株式(499,933株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

1) 第5回新株予約権

当社は、平成30年4月10日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッドに対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

新株予約権の数(個)	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注)2
新株予約権の行使期間	自平成30年4月26日 至 令和2年4月24日
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 1. (1)本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。ただし、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2)当社が下記(注)2の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(注)2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る下記(注)2第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、下記(注)2第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合または変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{1 \text{株当たりの払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{1 \text{株当たりの時価}}} \right)}{1 \text{株当たりの時価}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、またはかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行または付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降または(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前} - \text{調整後}}{\text{行使価額} - \text{行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \text{調整後行使価額}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価

額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2) 第6回新株予約権

当社は、平成30年4月10日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッドに対し、新株予約権(行使価額修正条項付)を発行することを決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

新株予約権の数(個)	2,500(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注)3~6
新株予約権の行使期間	自平成30年4月26日 至 令和2年4月24日
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権である。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質は以下のとおりである。

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は250,000株、割当株式数（下記（注）3「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額（下記（注）4「新株予約権の行使時の払込金額」に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（ただし、下記（注）3「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加または減少する。

(2) 行使価額の修正基準

当社は、行使価額の修正を決定することができ、それ以後、行使価額は本項に基づき修正される。当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。ただし、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額（本項第（4）号に定める価額をいう。）を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分または取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、下記（注）7「本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（ただし、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。

(3) 行使価額の修正頻度

当社が本項第（2）号に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。

(4) 行使価額の下限

下限行使価額は、当社普通株式1株当たり1,800円とする。ただし、下記（注6）「行使価額の調整」の規定による調整を受ける。

(5) 割当株式数の上限

250,000株（発行済株式総数に対する割合は3.09%）

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限

450,000,000円（本項第（4）号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の全部または一部は行使されない可能性がある。）

(7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14暦日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,158円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は下記（注）9「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の総数は、250,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。ただし、下記第（2）号乃至第（4）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

- (2)当社が下記(注)6「行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は下記(注)6「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3)調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る下記(注)6「行使価額の調整」第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、下記(注)6「行使価額の調整」第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使時の払込金額
- (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は(以下「行使価額」という。)、当初1,800円とする。ただし、行使価額は下記(注)5「行使価額の修正」に定める修正及び下記(注)6「行使価額の調整」に定める調整を受ける。

5. 行使価額の修正

当社は、行使価額の修正を決定することができ、それ以後、行使価額は本項に基づき修正される。当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。ただし、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。下限行使価額は、1,800円とする。ただし、下記(注)6「行使価額の調整」の規定による調整を受ける。

6. 行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合または変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分

割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、またはかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行または付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降または(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}$$

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に下記(注)8「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メールまたは当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて下記(注)8「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求は、下記(注)8「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
8. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
- (1) 第6回新株予約権の行使請求の受付場所
パイブドHD株式会社 IR・コンプライアンス統括部
 - (2) 第6回新株予約権の行使請求の取次場所
該当事項はありません。
 - (3) 第6回新株予約権の行使請求の払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行 赤坂支店
9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14暦日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,158円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項のほかのいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
 - (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換もしくは株式移転によりほかの会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合または東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って14暦日前までに通知をした上で、当

社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 1,158 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項のほかのいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

10. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債権等に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

当社は割当先と、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。

- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を合計 2 回まで定めることができます。1 回の不行使期間は 10 連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って 3 取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。各不行使期間の間は少なくとも 10 取引日空けるものとします。
- (2) 当社と割当先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦日において当該行使により取得することとなる本株式数が払込期日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第 436 条第 4 項に規定する内容を定めます。
- (3) 本買取契約締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、③割当先による解約の請求に基づき発行会社が本新株予約権を取得した場合には、当該取得が完了した日のいずれか先に到来する日までの間は、発行会社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、本買取契約と同様の条件で新株予約権を割当先以外の証券会社等（主たる事業の内容が割当先と同様の金融機関を指します。）に対して発行しないことに合意しています。また、当社の請求に基づき、当社が割当先の保有する本新株予約権の全部を取得した場合は、当該取得が完了した日から起算した 6 か月後の応当日までの間（当該 6 か月後の応当日が本買取契約に基づく行使期間の満了日を超える場合は、行使期間の満了日とする。）は、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、本買取契約と同様の条件で新株予約権を割当先以外の証券会社等（主たる事業の内容が割当先と同様の金融機関を指します。）に対して発行しないことに合意しています。

11. 当社の株券の売買について当社との間の取決めの内容

該当事項なし

12. 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項なし

13. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成31年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐谷宣昭	社長兼執行役員グループCEO 株式会社パイブドビッツ 取締役 ペーパーレススタジオジャパン株式会社 取締役 株式会社パブリカ 取締役 株式会社ゴンドラ 取締役 株式会社フレンジィット 取締役 株式会社美歴 取締役 株式会社カレン 取締役 株式会社ブルームノーツ 取締役 株式会社VOTE FOR 取締役 株式会社アイラブ 取締役 株式会社エルコイン 取締役 株式会社シモキタコイン 取締役 Sprinklr Japan株式会社 社外取締役
取締役	深井雄一郎	執行役員グループCOO ペーパーレススタジオジャパン株式会社 取締役 株式会社カレン 取締役
取締役	大屋重幸	執行役員グループCFO 株式会社パブリカ 監査役 株式会社ゴンドラ 監査役 株式会社フレンジィット 監査役 株式会社美歴 監査役 株式会社ブルームノーツ 監査役 株式会社VOTE FOR 監査役 株式会社アイラブ 監査役 株式会社エルコイン 監査役 株式会社シモキタコイン 監査役
取締役	鶴本浩司	株式会社マーケティング・ボイス 代表取締役 トラベルボイス株式会社 代表取締役
取締役	村松充雄	-
常勤監査役	和田 昇	株式会社パイブドビッツ 監査役 ペーパーレススタジオジャパン株式会社 監査役 株式会社カレン 監査役 株式会社MAKE HOUSE 監査役
監査役	大村 健	フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士 ユナイテッド株式会社 社外監査役 アライドアーキテクツ株式会社 社外監査役 株式会社イグニス 社外取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役	渡邊宣昭	公認会計士渡邊宣昭事務所 所長 株式会社東天紅 社外監査役 クオールホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役鶴本浩司氏及び村松充雄氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役和田昇氏、監査役大村健氏及び渡邊宣昭氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役和田昇氏は、経営者及び監査役としての豊富な経験及び幅広い見識を有するものであります。
4. 監査役大村健氏は、弁護士として企業法務に関する専門的な知見を有するものであります。
5. 監査役渡邊宣昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役鶴本浩司氏及び村松充雄氏、常勤監査役和田昇氏、並びに監査役大村健氏及び渡邊宣昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 平成30年5月29日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって、監査役松永望氏は辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は500万円または法令が規定する額のいずれか高い額、監査役は240万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役(うち社外取締役)	5(2)	57(5)
監査役(うち社外監査役)	4(3)	14(12)
合計(うち社外役員)	9(5)	72(17)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は5名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は3名)であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、平成30年5月29日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役が1名含まれているためです。なお、当該監査役は社外監査役ではありません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、平成29年5月30日開催のパイプドHD株式会社第2回定時株主総会において年額60万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まれないものとします。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成28年5月27日開催のパイプドHD株式会社第1回定時株主総会において年額20万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイスの代表取締役及びトラベルボイス株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、株式会社マーケティング・ボイス及びトラベルボイス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役和田昇氏は、株式会社パイプドビッツの監査役、ペーパレススタジオジャパン株式会社の監査役、株式会社カレンの監査役及び株式会社MAKE HOUSEの監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社パイプドビッツ、ペーパレススタジオジャパン株式会社、株式会社カレン及び株式会社MAKE HOUSEとの間には、業務支援に関する取引関係があります。

監査役大村健氏は、フォーサイト総合法律事務所の代表パートナー弁護士、ユナイテッド株式会社の社外監査役、アライドアーキテツ株式会社アライドアーキテツ株式会社の社外監査役及び株式会社イグニスイグニス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、フォーサイト総合法律事務所、ユナイテッド株式会社、アライドアーキテツ株式会社及び株式会社イグニスと当社との間には特別の関係はありません。

監査役渡邊宣昭氏は、公認会計士渡邊宣昭事務所の所長、株式会社東天紅東天紅株式会社の社外監査役及びクオールホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、公認会計士渡邊宣昭事務所、株式会社東天紅及びクオールホールディングス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況及び活動状況
取締役	鶴本浩司	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、主に経営者としての豊富な経験・実績、また専門性、国際性を有する見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を行っております。
取締役	村松充雄	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席いたしました。取締役会においては、主に経営者としての知見及びプロジェクトマネジメントの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を行っております。
監査役	和田 昇	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、監査役就任後に開催された取締役会15回のすべてに出席いたしました。また同期間中に開催された監査役会18回のうち、監査役就任後に開催された監査役会14回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、経営に関する豊富な経験、実績に基づき、審議事項について、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために適切な発言や提言を行っております。
監査役	大村 健	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。また同期間中に開催された監査役会18回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、弁護士としての専門的見地から、審議事項について、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために適切な発言や提言を行っております。
監査役	渡邊宣昭	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。また同期間中に開催された監査役会18回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、公認会計士としての主に財務及び会計の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために適切な発言や提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、コンプライアンス体制を確保するにあたり、統括責任者として、コンプライアンス担当執行役員を任命する。
 - 2) 取締役会は、コンプライアンス体制を確保するために必要な規程を整備し、コンプライアンス担当執行役員は、取締役及び使用人に対し規程の周知と啓蒙を図るための教育を実施する。
 - 3) コンプライアンス担当執行役員は、法令等の改正状況を随時把握し、当社への影響を検証し、必要な是正、予防措置を執行役員会または取締役会へ提言する。
 - 4) コンプライアンス担当執行役員は、行政機関等による調査、指導または照会があった際に、速やかにコンプライアンス担当執行役員に情報を伝達する体制を整備する。
 - 5) 取締役会は、他の業務部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査室は、監査役、会計監査人及びグループ横断で組織するPGコンプライアンス委員会と連携しながらコンプライアンス状況を監査する。その結果は定期的に取り締役会へ報告されるものとする。
 - 6) 取締役会は、従業員が法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置し、通報者に対する不利益な取扱を禁止する制度を構築する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体（以下、「文書」という。）に記録し、保存する。
 - 2) 取締役及び監査役が、文書を閲覧できる体制を整備する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役会は、当社において発生し得る損失の発生防止に係る措置及び発生した損失への対応（以下、「リスク管理」という。）の統括責任者を代表取締役社長と定める。
 - 2) 取締役会は、統括責任者と連携し、当社全体のリスクを網羅的、統括的に把握及び評価し、リスク管理の全体的推進を図るため、リスク管理担当執行役員を任命する。
 - 3) 内部監査室は、リスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会へ報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を定め、以下の体制を整備することにより取締役の職務執行の効率化を図る。

- 1) 決裁基準表による執行権限の委譲
- 2) 執行役員を構成員とする執行役員会の設置
- 3) 取締役会による中期経営計画の策定、「グループ予算管理方針」に基づく年次及び月次の予実管理の実施

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 取締役会は、監査役が監査役業務充実のために、内部監査室所属の社員に対して監査業務に必要な事項を命令することができる体制を整備する。
- 2) 取締役会は、内部監査室所属の社員が監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令を受けない体制を整備する。
- 3) 取締役会は、連結子会社の取締役もしくは使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役へ報告するための体制を整備するとともに、監査役は必要に応じてこれらの者に対して直接説明を求めることができる。
- 4) 取締役会は、内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備する。

⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 監査役は、職務を執行する上で必要な費用を請求することができる。
- 2) 監査役は、職務の遂行上緊急または臨時に支出した費用について、会社へ償還を請求することができる。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役との間で定期的な意見交換を行い、経営環境に関する相互理解を深めるとともに監査役監査に必要かつ適切な環境を整備する。

⑧ 反社会的勢力排除のための体制

- 1) 反社会的勢力による被害防止のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- 2) 取締役会は、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応を行う組織としてIR・コンプライアンス統括部を設置する。
- 3) IR・コンプライアンス統括部は、随時警察等の行政機関や顧問弁護士等の専門家と連携し、取引先に対する反社会的勢力調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努める。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- 1) 取締役会において「グループの財務報告に係る内部統制評価の方針」を制定し、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制を構築するとともに、当該体制が適正に機能することを継続的に評価する。
- 2) 当社及び連結子会社の財務報告の適正性を確保するための組織として、当社及び連結子会社の役職員から構成する「PG情報開示委員会」を設置する。

⑩ 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社取締役または使用人を連結子会社の役員として派遣し、取締役会に出席し意見を述べるなど重要な意思決定に関わることで業務の適正性向上を図る。
- 2) 取締役会が連結子会社の業績及び取締役会の運営状況について報告を受け体制を整備する。
- 3) 当社及び連結子会社で構成するPGコンプライアンス委員会を組織し、定期的に法令改正状況、グループ各社の法令遵守状況の確認を行い、情報共有及び業務の適正性向上を図る。
- 4) グループ全体のリスクの把握、評価及び損失回避に必要な体制を構築することを目的に「グループリスク管理体制整備の基本方針」を定める。

- 5) 当社及び連結子会社が意思疎通を保持し整合性のある一貫した効率経営に資することを目的に「グループ会社管理規程」を制定するとともに、連結子会社との間で個別に投資契約書を締結し、当該契約書において「グループ会社管理規程」の遵守を規定する。
- 6) 「グループ会社管理規程」において、連結子会社の経営上の重要事項を規定し、当該重要事項の決定にあたっては、事前に当社の取締役会等による承認を得ることを義務付ける。
- 7) 連結子会社と個別に業務委託契約書を締結し、連結子会社の経営及び文書管理、反社調査を含む内部統制に必要な支援及び指導を行う。
- 8) 「グループ会計処理方針」を定め、会計処理の統一的運用を図る。
- 9) 当社内部監査室は、連結子会社の監査を行い、当社の監査役との情報共有を図り、監査役監査の実効性の向上を図る。

⑩ その他業務の適正を確保するための体制

当社は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会及びグループ横断委員会等の重要な会議に出席し、議事録その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を保持する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行状況

取締役会は、取締役会規程等を制定し、取締役が法令及び定款等に従い職務を執行しているかを監督しております。取締役会においては、監査役も出席の上活発な審議が行われ、重要な業務執行に関する意思決定を監督しております。

② コンプライアンスの状況

コンプライアンス体制については、規程を整備し、当社業務に関連する法令等の制定、改正状況を把握、評価の上取締役会に報告しております。役員に対しても定期的にインサイダー取引防止、情報セキュリティ及び個人情報保護等の教育を行い、コンプライアンス意識の向上に努めております。

③ リスクマネジメントの状況

当社は、リスク管理方針等に基づき、当社のグループのリスクを把握、評価、見直しを行い、内部監査部門はリスク管理の状況を監査し取締役会に報告しております。

④ 監査役監査の実効性確保の状況

監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監査するとともに、定期的に代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と情報交換、意思疎通を図るほか、監査役への報告及び情報の提供体制を整備しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に規定しております。

当社は、永続的な事業の遂行と発展を実現してゆくために、株主への利益還元が重要な経営施策の一つであると認識しております。当社は、業績の拡大による株式価値の向上を目指してまいります。そのためには、利益剰余金を積極的に成長投資に活用するとともに、現金配当や自社株買い等の株主への利益還元によって資本効率を高めることが重要であると認識しております。

現金配当については、株主への利益還元と将来の成長投資のための内部留保とのバランスを勘案し、配当性向30%程度を目処に実施する方針を掲げており、当面この基本方針を継続してまいります。

なお、当期の配当については、1株当たり期末配当8円とする旨を平成31年4月25日開催の取締役会で決議いたしました。当期は1株当たり中間配当4円を実施しておりますので、期末配当と合わせた年間配当は1株当たり12円となります。

連結貸借対照表

(平成31年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,804,355	流動負債	2,508,843
現金及び預金	2,423,390	短期借入金	303,000
受取手形及び売掛金	1,112,995	1年以内返済予定の 長期借入金	960,712
たな卸資産	13,157	未払金	758,438
前払費用	62,325	未払費用	60,683
繰延税金資産	67,111	未払法人税等	35,734
その他	132,420	未払消費税等	94,624
貸倒引当金	△7,045	リース債務	877
固定資産	2,073,392	賞与引当金	178,049
有形固定資産	105,501	その他	116,722
建物	56,150	固定負債	925,438
工具、器具及び備品	48,132	長期借入金	925,000
リース資産	1,218	リース債務	438
無形固定資産	473,281	負債合計	3,434,282
のれん	12,123	(純資産の部)	
商標権	2,649	株主資本	2,443,451
ソフトウェア	408,410	資本金	505,869
ソフトウェア仮勘定	50,036	資本剰余金	268,209
その他	60	利益剰余金	2,563,230
投資その他の資産	1,494,609	自己株式	△893,857
投資有価証券	1,191,488	その他の包括利益累計額	△30,049
関係会社株式	16,679	<small> </small> その他有価証券評価差額金	△30,046
差入保証金	260,347	<small> </small> 為替換算調整勘定	△2
長期貸付金	417	新株予約権	8,699
破産更生債権等	17,017	非支配株主持分	21,364
繰延税金資産	25,616		
その他	60		
貸倒引当金	△17,017	純資産合計	2,443,466
資産合計	5,877,748	負債・純資産合計	5,877,748

連結損益計算書

(平成30年3月1日から)
(平成31年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,419,902
売 上 原 価		1,662,116
売 上 総 利 益		3,757,786
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,363,707
営 業 利 益		394,078
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	342	
受 取 手 数 料	2,742	
助 成 金 収 入	870	
未 払 配 当 金 除 斥 益	759	
そ の 他	333	5,047
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,864	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	1,054	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,675	
そ の 他	1,015	8,610
経 常 利 益		390,516
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	85,452	85,452
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		305,063
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		188,457
法 人 税 等 調 整 額		△22,320
当 期 純 利 益		138,926
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		△1,800
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		140,726

連結株主資本等変動計算書

(平成30年3月1日から)
(平成31年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	503,153	264,125	2,544,159	△894,000	2,417,438
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	2,715	2,715			5,431
自 己 株 式 の 取 得				△36	△36
自 己 株 式 の 処 分		2		178	181
剰 余 金 の 配 当			△121,655		△121,655
親会社株主に帰属する 当期純利益			140,726		140,726
連結子会社の増資による 持分の増		3,640			3,640
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△2,274			△2,274
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2,715	4,084	19,070	142	26,013
当連結会計年度末残高	505,869	268,209	2,563,230	△893,857	2,443,451

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 金 額	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 利 益 包 括 累 計 額			
当連結会計年度期首残高	△48,806	△245	△49,051	2,921	17,041	2,388,349
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						5,431
自 己 株 式 の 取 得						△36
自 己 株 式 の 処 分						181
剰 余 金 の 配 当						△121,655
親会社株主に帰属する 当期純利益						140,726
連結子会社の増資による 持分の増						3,640
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						△2,274
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	18,759	242	19,001	5,778	4,323	29,103
連結会計年度中の変動額合計	18,759	242	19,001	5,778	4,323	55,116
当連結会計年度末残高	△30,046	△2	△30,049	8,699	21,364	2,443,466

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

株式会社バイドビッツ

ペーパレススタジオジャパン株式会社

株式会社バブリカ

株式会社ゴンドラ

株式会社フレンジィット

株式会社美歴

株式会社カレン

株式会社ブルームノーツ

株式会社VOTE FOR

株式会社アイラブ

株式会社エルコイン

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社シモキタコインを連結の範囲に含めております。また、連結子会社であった株式会社アズベイスは、平成30年4月1日付で連結子会社である株式会社フレンジィットを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

主要な非連結子会社の名称

バイドHD新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、連結した場合における総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用関連会社の数 1社

主要な持分法適用の関連会社の名称

株式会社MAKE HOUSE

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用しない関連会社の名称

MOKI JOINT STOCK COMPANY

持分法を適用しない理由

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結計算書類作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

持分法非適用関連会社株式については、移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び仕掛品

主に個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(最長5年)における定額法によっております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては5年間の定額法によっております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 一括掲記のたな卸資産の内訳

仕掛品	12,875千円
商品	281千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 241,582千円

3. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しておりません。

用途	種類	場所	金額 (千円)
連結子会社の自社利用ソフトウェア	自社利用ソフトウェア等	—	85,452

当社グループは、継続的に損益を把握している管理会計に準じた単位をもとに資産のグルーピングを行っております。

連結子会社の自社利用ソフトウェアは、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,102,864株	18,600株	一株	8,121,464株

(注)発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	500,000株	33株	100株	499,933株

(注)1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 自己株式の数の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年4月25日取締役会	普通株式	91,234	12.00	平成30年2月28日	平成30年5月14日
平成30年9月28日取締役会	普通株式	30,421	4.00	平成30年8月31日	平成30年11月12日

(注)配当金の総額は連結子会社が所有する自己株式(当社株式)に係る配当金を控除しております。なお、控除前の金額は、平成30年4月25日開催の取締役会決議による配当金が97,234千円であります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成31年4月25日取締役会	普通株式	利益剰余金	60,972	8.00	平成31年2月28日	令和元年5月14日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 5,200株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、主に銀行借入にて必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い預金等で運用する方針であり、投機的な取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

- 1) 預金は普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い金融機関であります。
- 2) 営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
- 3) 差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。
- 4) 投資有価証券は、主に純投資目的及び事業推進目的で保有しており、発行会社の財政状態の悪化リスクに晒されております。
- 5) 営業債務である未払金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。
- 6) 短期借入金及び長期借入金（原則として5年以内）は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、債権債務管理規程等に従い債権管理担当者が常に取引先の信用状態を把握し、取引先ごとの支払期日及び残高の管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することがきわめて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,423,390	2,423,390	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 ※1	1,112,995 △7,045		
	1,105,950	1,105,950	—
資産計	3,529,341	3,529,341	—
(1) 短期借入金	303,000	303,000	—
(2) 未払金	758,438	758,438	—
(3) 未払法人税等	35,734	35,734	—
(4) 長期借入金 ※2	1,885,712	1,884,556	△1,155
負債計	2,982,885	2,981,729	△1,155

※1. 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

※2. 長期借入金には1年以内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することがきわめて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 ※1	1,208,168
差入保証金 ※2	260,347
合計	1,468,516

※1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することがきわめて困難と認められるため、時価の開示対象としておりません。

※2. 差入保証金については、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握するのがきわめて困難と認められるため、時価の開示対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,423,390	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,112,995	—	—	—
合計	3,536,386	—	—	—

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	303,000	—	—	—
長期借入金	960,712	925,000	—	—
合計	1,263,712	925,000	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	316円66銭
(2) 1株当たり当期純利益	18円50銭

7. 重要な後発事象に関する注記

連結子会社間の合併

平成31年3月15日の取締役会で連結子会社の合併を決定いたしました。

① 合併の目的

株式会社VOTE FORは、政治・選挙情報サイト「政治山®」を運営し、また、ブロックチェーン等の新技術を活かした投票システムの構築や運営支援を通じたインターネット投票の実現・普及拡大を目指しております。

株式会社パブリカは、自治体向け広報紙オープンデータ化・活用サービス「マイ広報紙®」を提供しており、掲載自治体数は国内の自治体数の約4割にあたる700以上に及んでおります。

両社の主要取引先は、政府機関、議会、官公庁、地方自治体等であり顧客基盤が共通、重複していることから、本合併によって、事業面においては営業効率の向上、サービスラインナップの拡充、コンテンツの強化を図ることができ、また、費用面においては販管費等の共通コストの削減を図ることができ、結果として収益性の向上が期待できると判断したため、今回の組織再編を行うことといたしました。

② 合併の要旨

1) 合併の日程

合併契約締結日	平成31年3月15日
合併契約承認株主総会（合併当事会社）	平成31年4月18日
合併期日（効力発生日）	令和元年5月1日

2) 合併の方式

株式会社VOTE FORを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社パブリカは解散いたします。

3) 合併に係る割当ての内容

本合併は、当社100%出資の連結子会社間の合併であるため、本合併による株式、金銭その他の財産の交付は行いません。

4) 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

③ 合併当事会社の概要

	存続会社	消滅会社
商号	株式会社VOTE FOR	株式会社パブリカ
所在地	東京都港区赤坂二丁目9番11号	東京都中央区日本橋人形町二丁目20番5号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 市ノ澤充	代表取締役社長 藤井博之
事業内容	政治関連活動に特化したポータルサイト「政治山」の運営及びソリューション提供に関する事業	オープンデータサービスの開発、販売
資本金	15百万円	22百万円
決算期	2月末	2月末
大株主及び持株比率	当社100%	当社100%

貸借対照表

(平成31年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,441,468	流動負債	1,304,663
現金及び預金	1,027,681	短期借入金	300,000
売掛金	289,623	1年以内返済予定の 長期借入金	950,000
短期貸付金	71,500	未払金	13,153
前払費用	9,320	未払費用	2,823
未収還付法人税等	41,241	未払消費税等	27,396
その他	2,102	預り金	2,906
固定資産	3,071,148	賞与引当金	8,340
有形固定資産	21,990	その他	42
建物	21,990	固定負債	925,000
無形固定資産	593	長期借入金	925,000
商標権	593	負債合計	2,229,663
投資その他の資産	3,048,564	(純資産の部)	
投資有価証券	1,181,488	株主資本	2,304,302
関係会社株式	1,767,602	資本金	505,869
差入保証金	49,495	資本剰余金	2,174,863
長期貸付金	223,000	資本準備金	505,869
貸倒引当金	△173,021	その他資本剰余金	1,668,994
		利益剰余金	390,952
		その他利益剰余金	390,952
		繰越利益剰余金	390,952
		自己株式	△767,382
		評価・換算差額等	△30,046
		その他有価証券評価差額金	△30,046
		新株予約権	8,697
資産合計	4,512,617	純資産合計	2,282,953
		負債・純資産合計	4,512,617

損 益 計 算 書

(平成30年3月1日から
平成31年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		1,020,741
営 業 費 用		529,715
営 業 利 益		491,025
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,933	
受 取 手 数 料	701	
未 払 配 当 金 除 斥 益	759	
そ の 他	47	5,443
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,329	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,675	6,005
経 常 利 益		490,463
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	39,999	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	117,265	157,265
税 引 前 当 期 純 利 益		333,197
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		23,543
当 期 純 利 益		309,653

株主資本等変動計算書

(平成30年3月1日から)
(平成31年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 本 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	503,153	503,153	1,668,967	2,172,120	208,954	208,954	208,954
事 業 年 度 中 額 変 動							
新 株 の 発 行	2,715	2,715		2,715			
剰 余 金 の 配 当					△127,655	△127,655	△127,655
当 期 純 利 益					309,653	309,653	309,653
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			27	27			
株主資本以外の項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)							
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	2,715	2,715	27	2,743	181,997	181,997	181,997
当 期 末 残 高	505,869	505,869	1,668,994	2,174,863	390,952	390,952	390,952

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計		
当 期 首 残 高	—	2,884,228	△48,806	△48,806	2,919	2,838,341
事 業 年 度 中 額 変 動						
新 株 の 発 行		5,431				5,431
剰 余 金 の 配 当		△127,655				△127,655
当 期 純 利 益		309,653				309,653
自 己 株 式 の 取 得	△767,536	△767,536				△767,536
自 己 株 式 の 処 分	153	181				181
株主資本以外の項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)			18,759	18,759	5,778	24,537
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△767,382	△579,925	18,759	18,759	5,778	△555,387
当 期 末 残 高	△767,382	2,304,302	△30,046	△30,046	8,697	2,282,953

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,009千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 362,530千円

長期金銭債権 223,000千円

短期金銭債務 813千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高

営業収益 1,019,852千円

営業費用 62,288千円

営業取引以外の取引高 4,420千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 499,933株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		2,553千円
関係会社株式評価損		79,548
子会社整理損		32,688
関係会社貸倒引当金		52,979
その他有価証券評価差額金		9,200
その他		5,230
繰延税金資産小計		182,201
評価性引当額		△182,201
繰延税金資産合計		—

6. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等 所有割合	関連当事者 との関係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社パイ プロビッツ	(所有) 直接 100.00%	役員の兼任 経営指導 業務の受託 業務の委託 資金の貸付	経営指導料の受取(注)2 業務受託料の受取(注)3 業務委託料の支払(注)4 貸付金の返済 利息の受取(注)5	250,000 317,556 57,478 400,000 328	売掛金	270,000
子会社	株式会社美歴	(所有) 直接 100.00%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注)5、6 利息の受取(注)5	30,000 1,984	短期貸付金 長期貸付金 未収収益	16,000 133,000 6
子会社	株式会社ブル ムノーツ	(所有) 直接 90.91%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注)5 利息の受取(注)5	40,000 560	短期貸付金 長期貸付金 未収収益	28,000 40,000 2

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2. 経営指導料につきましては、役務提供に対する費用等を総合的に勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。
3. 業務受託料につきましては、人件費等を勘案し、合理的に決定しております。
4. 業務委託料につきましては、人件費等を勘案し、合理的に決定しております。
5. 貸付利率は、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。
6. 資金の貸付に対し、149,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において93,244千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	298円40銭
(2) 1株当たり当期純利益	40円40銭

8. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「7. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

9. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年4月22日

パイプドHD株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守 谷 徳 行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 山 謙 二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パイプドHD株式会社の平成30年3月1日から平成31年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パイプHD株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年4月22日

パイプドHD株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守 谷 徳 行 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 山 謙 二 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パイプドHD株式会社の平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年4月25日

パイプドHD株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	和田	昇	Ⓜ
監査役(社外監査役)	大村	健	Ⓜ
監査役(社外監査役)	渡邊	宣昭	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有株式数 (株)
1	さ 谷 宣 昭 (昭和47年11月12日生)	平成12年4月 株式会社パイブドビッツ設立 代表取締役 平成17年12月 同社代表取締役社長CEO 平成27年9月 当社代表取締役社長兼執行役員 グループCEO (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社パイブドビッツ 取締役 ペーパーレススタジオジャパン株式会社 取締役 株式会社ゴンドラ 取締役 株式会社フレンジィット 取締役 株式会社美歴 取締役 株式会社カレン 取締役 株式会社ブルームノーツ 取締役 株式会社VOTE FOR 取締役 株式会社アイラブ 取締役 株式会社エルコイン 取締役 株式会社シモキタコイン 取締役 Sprinklr Japan株式会社 社外取締役	2,801,200
取締役候補者とした理由 当社グループの創業者であり、創業より当社グループの経営を牽引するとともに、経営に関して豊富な経験、実績、知見を有しており、今後も当社の企業価値向上に資することが期待されます。			
2	ふ 井 雄 一 郎 (昭和49年2月11日生)	平成9年4月 エヌ・ティ・ティ・リース株式 会社入社 平成16年10月 株式会社オプト入社 平成18年6月 クロスフィニティ株式会社 代表取締役社長 平成18年9月 eMFORCE Inc社非常勤取締役 平成19年8月 株式会社リサイクルワン入社 平成20年3月 株式会社パイブドビッツ入社 執行役員COO 平成20年5月 同社取締役COO 平成21年3月 同社取締役副社長COO 平成27年9月 当社取締役兼執行役員グループ COO (現任) (重要な兼職の状況) ペーパーレススタジオジャパン株式会社 取締役 株式会社カレン 取締役	10,000
取締役候補者とした理由 将来の当社グループの売上高増大に貢献する人材の採用及び育成に関するプロジェクトを推進するとともに、経営に関して豊富な経験、実績、知見を有しており、今後も当社の企業価値向上に資することが期待されます。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有株式数 (株)
3	おおや しげゆき 大屋重幸 (昭和45年1月3日生)	<p>平成5年4月 株式会社トーメン入社 平成14年4月 株式会社マクロミル入社 平成14年9月 同社常勤監査役 平成20年2月 株式会社アトランティス 取締役CFO 平成21年6月 株式会社パイプドビッツ入社 執行役員CRO 平成22年5月 同社取締役CFO 平成27年9月 当社取締役兼執行役員グループ CFO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ゴンドラ 監査役 株式会社フレンディット 監査役 株式会社美歴 監査役 株式会社ブルームノーツ 監査役 株式会社VOTE FOR 監査役 株式会社アイラブ 監査役 株式会社エルコイン 監査役 株式会社シモキタコイン 監査役</p> <p>取締役候補者としての理由 当社グループの資本政策を立案、推進するとともに、財務、 経理を中心として経営に関する豊富な経験、実績、知見を有しており、今後も当社の企 業価値向上に資することが期待されます。</p>	10,000
4	つるもと こうじ 鶴本浩司 (昭和38年10月6日生)	<p>昭和61年4月 日本ヒルトンホテル株式会社入社 昭和63年12月 Highstress Plastics社入社 平成3年5月 株式会社リン・コーポレーション 入社 平成6年12月 オーストラリア政府観光局入局 平成14年11月 株式会社軌道社(現株式会社マー ケティング・ボイス) 設立 代表取締役 (現任) 平成20年2月 株式会社パイプドビッツ 社外取締役 平成24年12月 トラベルプレス株式会社(現トラ ベルボイス株式会社) 設立 代表取締役 (現任) 平成27年9月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社マーケティング・ボイス 代表取締役 トラベルボイス株式会社 代表取締役</p> <p>社外取締役候補者としての理由 経営者としての経験、実績が豊富であり、また専門性、 国際性を有しているため、社外取締役として当社の業務執行の監督等の役割を十分に果 たしていただけるものと判断しております。</p>	9,400

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有株式数 (株)
5	むら まつ みつ お 村 松 充 雄 (昭和26年8月4日生)	昭和51年4月 日本電信電話公社入社 平成15年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・デ ータ 取締役 平成17年6月 同社 取締役常務執行役員 平成21年6月 株式会社NTTデータ・アイ 代表取締役副社長執行役員 平成22年6月 同社 代表取締役社長 平成26年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・カ スタマサービス株式会社 常勤監査役 株式会社NTTデータ・アイ 顧問 エヌ・ティ・ティ・データ先端 技術株式会社 監査役 平成28年5月 当社社外取締役 (現任)	—
社外取締役候補者とした理由 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役常務執行役員及び株式会社NTTデータ・アイ代表取締役社長を歴任しており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の監督を行うに適任であると判断しております。			

- (注) 1. 鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイス (旧株式会社軌道社) の代表取締役及びトラベルボイス株式会社 (旧トラベルプレス株式会社) の代表取締役を兼務しております。なお、各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。また、各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係が生じる予定はありません。
2. 鶴本浩司氏及び村松充雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鶴本浩司氏及び村松充雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって鶴本浩司氏が3年9ヶ月、村松充雄氏が3年となります。
4. 当社は、鶴本浩司氏及び村松充雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は、引き続き両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、鶴本浩司氏及び村松充雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役大村健氏及び渡邊宣昭氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有株式数 (株)
1	おおむら たけし 大村 健 (昭和49年4月27日生)	平成11年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 平成22年5月 株式会社パイプドビッツ 社外監査役 平成23年1月 フォーサイト総合法律事務所開設 代表パートナー弁護士(現任) 平成24年12月 モーションビート株式会社 (現ユナイテッド株式会社) 社外監査役(現任) アライドアーキテックス株式会社 社外監査役(現任) 平成26年12月 株式会社イグニス 社外監査役(現任) (平成27年12月から社外取締役 (監査等委員)) 平成27年9月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士 ユナイテッド株式会社 社外監査役 アライドアーキテックス株式会社 社外監査役 株式会社イグニス 社外取締役	9,400
社外監査役候補者とした理由 弁護士としての豊富な経験及び企業法務に関する幅広い識見に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審議に必要な発言や提言を行っております。なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、今後とも、当社の意思決定の妥当性及び適正性の確保並びに監査体制の強化及び充実に貢献いただけるものと判断しております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有株式数 (株)
2	わたなべ のぶ あき 渡邊 宣 昭 (昭和24年3月25日生)	昭和47年10月 監査法人和光事務所入所 昭和56年8月 公認会計士登録 平成12年5月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員 平成20年7月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）東関東事務所長 平成23年7月 公認会計士渡邊宣昭事務所 開設、所長（現任） 平成24年5月 株式会社パイブドピッツ 社外監査役 株式会社東天紅社外監査役 （現任） 平成27年6月 クオール株式会社（現クオール ホールディングス株式会社） 社外監査役（現任） 平成27年9月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士渡邊宣昭事務所 所長（現任） 株式会社東天紅社外監査役（現任） クオールホールディングス株式会社 社外監査役（現任）	—
社外監査役候補者とした理由 公認会計士としての財務及び会計に関する専門的知見並びに豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審議に必要な発言や提言を行っております。なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、今後とも、当社の意思決定の妥当性及び適正性の確保並びに監査体制の強化及び充実に貢献いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大村健氏及び渡邊宣昭氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、大村健氏及び渡邊宣昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、大村健氏及び渡邊宣昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 大村健氏及び渡邊宣昭氏は、平成27年9月1日付けで当社監査役に就任し、その在任期間は本総会終結の時をもって3年9か月であります。
6. 大村健氏が社外監査役に就任していた株式会社エナリスは、平成26年11月に会計処理上の疑義が発覚し、第三者委員会による調査が行われました。同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。また、同疑義発覚後、社内調査委員会の副委員長に就任し、事実関係の調査及び原因究明に努め、第三者委員会発足後は、その調査に対応するとともに同調査報告を受けて、同社の会計処理の訂正、不適切な会計処理の再発防止策の徹底とコーポレートガバナンスの確立の監査に努めました。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有株式数 (株)
ゆきりゅう 由木 竜太 (昭和50年10月6日生)	<p>平成12年10月 弁護士登録（東京弁護士会）</p> <p>平成23年1月 フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士（現任）</p> <p>平成28年11月 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外監査役（現任）</p> <p>平成30年3月 株式会社マーキュリー 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外監査役 株式会社マーキュリー 社外取締役</p> <p>補欠の社外監査役候補者とした理由 弁護士として会社法を中心とする企業法務全般を熟知しており、監査役として適任であると判断しております。なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	—

- (注) 1. 由木竜太氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 由木竜太氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定です。
3. 由木竜太氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice, arranged in ten pairs.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区赤坂二丁目14番27号 国際新赤坂ビル東館14階
T K P 赤坂駅カンファレンスセンター ホール14A



- ◎赤坂駅（東京メトロ：千代田線5a番出口より）直結
 - ◎溜池山王駅（東京メトロ：銀座線・南北線10番出口より）徒歩6分
- ※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。